

丸亀警察署 駐車監視員活動ガイドライン

令和8年4月1日

令和7年中の駐車監視員による確認標章取付件数

重点 路 線	◎ 重点路線		重点時間帯	取付件数		
	路線	(区 間)				
	県道高松善通寺線	坂出署境～丸亀原田交差点			7時～24時	36件
	県道丸亀詫間豊浜線	丸亀郵便局前交差点～西村交差点				
	県道丸亀停車場線	JR丸亀駅南交差点～塩飽町交差点				
市道丸亀駅福島線	中央交番南交差点～JR丸亀駅南交差点					

重点 地 域	◎ 最重点地域		重点時間帯	取付件数
	地 域			
重点 地 域	次の地域及び周辺道路が最重点巡回地域となります。 浜町の一部、通町の一部、宗古町の一部、魚屋町の一部、葭町の一部、本町、松屋町、南条町、塩飽町、富屋町、米屋町、大手町2・3丁目、中府町5丁目5番、城西町2丁目8番		7時～24時	44件
	◎ 重点地域			
重点 地 域	次の地域及び周辺道路が重点巡回地域となります。 新浜町1丁目1～11番、新浜町2丁目1～7番・808番地1、福島町の一部、西平山町、港町の一部、北平山町1・2丁目、御供所町1・2丁目、新町、浜町の一部、塩屋町1丁目、前塩屋町1丁目10番・17番・18番、西本町1丁目、西本町2丁目、幸町1丁目、幸町2丁目1番・2番・6～8番・11番、中府町1丁目の一部、中府町2～5丁目、城西町1丁目の一部、城西町2丁目、一番丁、六番丁、七番丁、八番丁、九番丁、十番丁、津森町の一部、城南町の一部、山北町の一部、城東町1丁目1番の一部、城東町1丁目2番の一部、城東町1丁目3～9番、城東町2～3丁目、土器町西5丁目の一部、土居町1～3丁目、大手町1丁目、風袋町、葭町の一部、瓦町、魚屋町の一部、宗古町の一部		7時～24時	313件

注1 警察官による確認標章取付件数は含みません。
 注2 重点路線の取付件数と重点地域の取付件数は重複します。